

平成 27 年度 第 1 回 三浦市景観審議会議事録

- 1 日 時 平成 27 年 8 月 25 日（金） 14 時 00 分～15 時 45 分
- 2 場 所 三浦市総合体育館（潮風アリーナ）1 階 第 1 ・第 2 会議室
- 3 議 題
 - (1) 議題 1 会長及び副会長の選任について
 - (2) 議題 2 三浦市景観計画・三浦市景観条例について（景観の取組みについて）
- 4 報告事項
 - (1) 報告事項 1 その他について
- 5 出席者
 - (1) 委 員 鈴木委員、伊藤委員、渡辺委員、木村委員、友田委員、大森委員〔6 名出席〕
 - (2) 事務局 杉山副市長、星野都市環境部長、大滝都市計画課長、浦西 GL、鈴木主任
 - (3) 傍聴人 0 名
- 5 議題等関係資料
 - (1) 議題 1 会長及び副会長の選任について
 - (2) 議題 2 三浦市景観計画・三浦市景観条例について（景観の取組みについて）
- 6 議 事
 - ・ 定刻に至り、事務局（星野部長）より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言し、三浦市景観条例制定後、初めての審議会であるため、各委員と事務局の紹介を行い、委員に対して委嘱状を副市長より交付しました。
 - ・ 出席者が半数（7 名中 6 名出席）に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。
 - ・ 傍聴については、申出がありませんでした。
 - ・ 本審議会は、三浦市景観条例が平成 27 年 7 月 1 日に施行されて初めて開催されるため、会長及び副会長が空席であることから、会長が選出されるまで杉山副市長が会議の進行を務めました。

■議題1－会長及び副会長の選任について－

○副市長：それでは、議題1「会長及び副会長の選任について」ですが、資料をご覧ください。

三浦市景観条例施行規則第14条第1項の規定により、会長の選任は、委員の互選によるとなっております。

審議にあたり、選任の方法について何か意見があれば、お願いいたします。

○渡辺委員：はい。鈴木委員が、三浦市で景観計画を作成したときに景観懇談会の座長を務めています。また、三浦市の景観計画にも長く関わっていますので、鈴木委員にお願いしてはどうかと思いますので、皆様にお諮りしていただければと思います。

○副市長：ただいま、渡辺委員から、会長には鈴木委員にお願いしたいということで、大変ご多忙だと思いますが、よろしく私の方からもお願いしたいと思います。皆様いかがですか。

《「同意します」の声》

○副市長：ありがとうございます。

それでは、異議なしということですので、会長については、鈴木委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。それでは、鈴木委員からごあいさつをお願いします。

○鈴木会長：はい。審議会の会長を拝命しました。改めてごあいさつします。横浜市立大学の鈴木です。前身の景観懇談会の時代から関わり、三浦市では、まちづくり条例、都市計画マスタープランの見直しと、大変長くお世話になっています。その中でも私自身の専門は景観の分野で、こういった形でお手伝いできること、大変喜びに思っています。三浦半島は非常に景観資源に恵まれたところですが、私自身も横須賀、逗子、そういったところの景観行政に携わった経験があります。三浦の景観は、他の市とは違う特徴ある景観があると認識していますので、ぜひ、そういったものが市民の方により理解されるよう、また、より良い景観になるようにしていきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○副市長：ありがとうございました。

それでは、会長に事故がないとは思いますが、規定上、職務を代理する者、副会長を同第3項の規定により、あらかじめ会長が指名するということになっていますので、鈴木会長からご指名していただきたいと思います。

○鈴木会長：本日、ご都合により出席ではありませんが、関東学院大学の中津秀之先生にお願いしたいと思います。中津先生は、私と同様に東京都千代田区の景観審議会の委員で、景観行政に大変精通されていますので、ぜひ中津先生にお願いしたいと思います。よろしいですか。

≪「異議なし」の声≫

○事務局：事務局としても、中津委員は、本日はご欠席ですので、ご本人にご確認をしてご承諾してもらおうようにします。

○副市長：それでは、会長及び副会長は、決定しましたので、私の会議進行の任はここで終わります。ご協力ありがとうございました。それでは鈴木会長こちらの方に。

○司会：ここで、大変申し訳ありませんが、副市長は公務の為、退席しますので、よろしくお願いいたします。

○副市長：2年間、よろしく申し上げます。

○司会：それでは、三浦市景観条例施行規則第14条第4項の規定により、鈴木会長に議長をお願いしますので、どうぞよろしく申し上げます。

■議題2－三浦市景観計画・三浦市景観条例（景観の取組みについて）について－

○鈴木会長：それでは、これから会議の進行は、私が進めます。次第をご覧ください。議題2ですが、三浦市景観計画及び三浦市景観条例について（景観の取組みについて）となっています。事務局から説明をお願いします。

○事務局：はい。それでは、説明します。本日は、本審議会発足後初めての開催ですので、はじめに、前半で、景観計画、景観条例の制度や仕組み、景観審議会の役割について、改めてご紹介し、後半で、景観計画、景観条例が定められたことにより、本格的に景観行政が始まったので、その取組みについて、説明します。

それでは、景観計画について、事前にお配りしている「三浦市景観計画」をご覧ください。景観計画は、景観法に基づく法定計画です。平成27年2月に策定し、景観条例に合わせて平成27年7月からその効力が生じるよう告示しました。

景観計画は、第1章から9章で構成されています。

第1章は、三浦市における景観まちづくりです。

景観計画の1ページと2ページをご覧ください。景観計画の策定の背景や目的を定めるとともに、景観法第8条第2項第1号に基づき景観計画区域を三浦市全域としています。

第2章は、景観特性と景観構造です。

13ページをご覧ください。三浦市の景観の特性を右側の写真のように5つの特徴のある景として分類しています。

15ページをご覧ください。左側の図表のように「面」・「線」・「点」の要素によって、景観の特性を整理し、「面」で整理したものを景観ゾーニングに、「線」・「点」で整理したものを景観資源に整理しました。右側の図では、市全域の景観構造を示しています。

第3章は、良好な景観形成に関する方針です。

19ページをご覧ください。20ページにまたがり、ここでは、景観形成の基本理念と5つの基本目標を定めています。

21ページ以降では、景観ゾーン・景観エリアごとに景観形成の目標と方針を設定しています。

第4章は、良好な景観形成の進め方についてです。

28ページをご覧ください。景観法第16条の届出を要する行為として、市で定めたものは表のとおりです。

これらの行為は、事前協議と届出が必要となり、良好な景観を形成するための景観誘導指針に従って、配慮をしてもらい、建築物や工作物については、景観法第8条第2項第2号に基づく行為の制限として色彩の基準を守ってもらうものです。

29ページは、特定届出対象行為についてです。ここで示す建築物や工作物は、色彩の制限がありますので、これに違反するものは、変更命令や原状回復命令の対象となります。

事前協議・届出の流れについては、30ページの図のとおりです。より良い景観形成を図るため、事業計画の段階で事前協議を始めることにしています。

事前協議の際、配慮してもらう景観誘導指針は、行為の種別とゾーン別に31ページの表のとおりで、33ページから59ページまでは、配慮する具体的なイメージイラストです。

また、60ページには、景観形成基準として明度と彩度の色彩基準が示されており、使用できる範囲の色彩のイメージは61ページのとおりです。

第5章は、みうら景観資産についてです。

63ページをご覧ください。みうら景観資産は、市民等に親しまれ魅力ある景観を抽出し、認定して活用する市独自の制度となっています。

市内の各地域の個性や魅力を表し、地域の人々に愛着を持って守られてきた景観を広く、みうら景観資産として認定して、情報を発信していくことは、三浦市の魅力を内外に紹介し、地域のシンボルや一体感に寄与するとともに観光客に来訪してもらうことで経済の活性化が

図られ、地域の活性化にも資するものと考えています。66ページに示すフロー図のように認定していきます。

また、68ページと69ページにあるように、景観法では、外観の優れた建築物や樹木は、良好な景観を形成するうえで重要な要素となるので、景観重要建造物や景観重要樹木として指定することができることになっており、景観法第8条第2項第3号に基づき、指定の方針を景観計画に定めています。

70ページでは、公共施設においても、地域の景観に影響を与えるため、景観重要公共施設として指定する方針を定めました。

第6章は、景観形成重点地区の指定の考え方についてです。

71ページをご覧ください。景観計画では、市全域を景観計画区域として、景観形成方針や誘導指針・形成基準等に関する事項について定めていますが、より良好な景観形成の実効性を高めるため、重点的に景観保全や景観形成を図る必要がある地域や地区については、その特性に応じて景観形成方針・誘導指針・形成基準等をさらに細かく決めていくもので、景観法に基づかない市独自の制度となっています。

第7章は、屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的な考え方です。

73ページをご覧ください。市では、神奈川県屋外広告物条例が適用されています。景観計画では、この条例の基準に基づき屋外広告物の表示及び掲出の誘導を図るようにしています。

第8章は、景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な考え方です。

74ページをご覧ください。景観形成上の重要性や農業振興上の重要性を十分に勘案し、農地の所有者等の意見を踏まえ、必要に応じて計画の策定を検討するようにしています。

第9章は、協働による景観まちづくりの考え方です。

75ページをご覧ください。景観まちづくりを進める上で、その主体となるのが、市民や地域、事業者、三浦市となります。それぞれの役割を担い、協働していく必要があります。

76ページにあるように、協働による景観まちづくりの取組みとして、表彰制度を設け、景観審議会を設置します。

また、三浦市まちづくり条例の地区まちづくり協議会やテーマ型まちづくり協議会の既存制度の仕組みを活用して、その活動を支援し、市民主体の景観まちづくりの組織として活用します。

景観計画の説明は以上です。続いて、景観条例については、概要としてまとめた資料の「三浦市景観条例について」をご覧ください。資料の1ページ目です。

景観計画に実効性を持たせ、三浦市の良好な景観形成のために必要な事項及び景観法の施行に関し必要な事項を条例に定めています。

景観条例は、7章、30条で構成されています。

第1章は、総則で、目的、用語の定義並びに市、市民及び事業者の責務について定めてい

ます。

第2章は、景観計画で、景観計画の策定等に係る手続きについて定めるとともに、届出が必要な行為に係る景観計画への適合義務について定めています。

第3章は、行為の規制等です。景観法の規定に基づき、届出が必要な行為と、届出等の適用除外となる行為について定めています。届出が必要な行為のうち、変更命令や原状回復命令の対象となる特定届出対象行為について定めています。

また、届出が必要な行為を行うに当たって事前協議を行うこと、その他行為の規制に係る手続きについて定めています。

第4章は、みうら景観資産等です。

市民等に親しまれ、景観まちづくりの拠点となる良好な景観をみうら景観資産として市長が認定できること、市民等が認定を提案できること及びそれらの手続等について定めています。

また、景観法の景観重要建造物及び景観重要樹木に係る指定等の手続きについても定めています。

第5章は、協働による景観まちづくりです。

景観計画の区域のうち、積極的に景観形成を図る必要があると認められる地区を景観形成重点地区として指定することができること及びその手続等について定めています。

第6章は、三浦市景観審議会です。

良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するために景観審議会を設置することのほか、当該審議会の組織及び運営について定めています。このことについては、後ほど説明します。

第7章は、雑則です。

景観法及び条例の規定に違反した者に対する勧告及び公表等について定めています。

それでは、次に景観審議会について、ご説明します。次のページの資料の「三浦市景観審議会について」をご覧ください。

景観審議会は、良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するために設置した審議会となります。

当審議会で審議する重要な事項としては、一つ目に、景観計画の策定・変更に関すること、二つ目に、みうら景観資産の認定・解除に関すること、三つ目に、景観重要建造物・景観重要樹木の認定・解除に関すること、四つ目に、景観形成重点地区の指定・解除、重点地区に定める事項の変更に関することになっています。

また、景観法に基づく建築物等の届出行為に対し、必要に応じて意見を聴取する事項としては、届出行為の事前協議における審査に関すること、届出をしない事業者等の公表に関すること、届出に対して勧告を行うときや変更命令・原状回復命令を行うときとなっています。

また、条例に基づき表彰するときなども審議会に意見を聴くものと考えています。従って、このようなどときには、随時景観審議会を開催し、調査審議等するものと考えています。

以上で、少し長くなりましたが前半の説明を終わります。

○鈴木会長：それでは、ただいまの説明について質問等あれば、お願いします。

一気に情報が入ってきたので、私から確認をします。一番最後に説明があった「三浦市景観審議会について」の具体的な審議事項、これは必ず景観審議会で議論しなければいけないことと示されたと理解していますが、景観条例を見ますと、第27条で景観審議会は、まずは市長の諮問に応じこの条例で規定するもののほか、良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するものとするところとある、それから、第27条第3項で、良好な景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べるができる、これは建議権で、この三浦の景観まちづくりについて、こういう方向で進めた方がいいという、もう少し概括的なことについても、審議会でも議論するという理解でいいですか。

○事務局：はい。本日お示しした審議会の資料で審議事項と書いてあるのは、必須条件としてこういうものが定められており、必ず審議会に諮問・答申の上で決定するものです。また、市長もしくは審議会から重要事項その他の事項として議論する必要がある場合は、議論してもらうものです。

○鈴木会長：こちらの「三浦市景観審議会について」という資料は、これらを決めるとき、変更するときには必ず審議会でも審議しなければいけないということを表していて、審議会としてはもう少し広い視点に立って広く意見を反映させると、そういう意味合いであると理解してもらえらると思います。

では、「景観の取組みについて」、こちらを事務局より説明をお願いします。

○事務局：それでは、後半となりますが、資料の次のページです。「景観の取組みについて」をご覧ください。

この度は、第1回目の審議会ですので、景観に関する取組み事項についてご説明します。

一つ目は、景観法に基づく一定規模以上の建築物や工作物等の届出が必要な行為については、景観計画の景観誘導指針と景観形成基準により、景観条例による事前協議の手続きを経て、良好な景観形成を図るための誘導や指導を行っていきます。

また、届出が必要な行為について、概ね週一回、市内のパトロールを行い、届出漏れ等の違法行為の防止を図っていきます。

二つ目は、「みうら景観資産」についてですが、市の景観を改めて認識してもらうためのイ

ベント等を開催していきます。

「みうら景観資産」を広く抽出し、景観審議会において認定に向けた手続きを行い、認定したみうら景観資産をより多くの市民等に知ってもらうための情報発信の方法等を検討していきます。

また、みうら景観資産に認定したものの中から、必要に応じて景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定に向けた手続きを検討していきます。

三つ目は、「景観形成重点地区」については、地区に応じた景観形成方針や誘導指針・形成基準等を設定することができますが、景観計画とは別の景観形成方針や誘導指針・形成基準等で、建築行為等に対して形態・意匠の制限を課すことから、地区内住民の一定の理解が必要であるため、地区からの提案や要望に応じて、指定に向けて積極的に支援活動を行っていきます。

また、制度を理解してもらうために、景観形成重点地区の仕組み等を分かりやすく示したパンフレット、市のホームページや広報により周知、啓発を行っていきます。

平成27年度において、特に取組みたいと考えているのは、景観に関する周知・啓発と「みうら景観資産」の認定です。

はじめに、「みうら市民まつり」において、景観に関する周知、啓発活動を行っていきます。

さらに、「みうら景観資産」の認定を行うために、三浦市観光協会さんが、毎年フォトコンテストを実施していますので、三浦市観光協会さんと協働して、「みうら景観資産」の募集を実施できるように、検討していきます。

みうら景観資産を選定、認定する際には、景観審議会を開催しますので、よろしく願います。

簡潔ではありますが、「景観の取組みについて」の説明は以上です。

○鈴木会長：これは27年度、28年度に取組む内容という理解でいいですか。

○事務局：こちらは、今後の取組みたいと思っていることで27年度に取組む事項を重点的に挙げています。次年度以降で、具体的でないことは、例えば景観形成重点地区というものがあります。これが具体的なものになってきたときに技術的な支援やこちらからの支援活動を積極的に行っていく予定ですので、その辺がもう少し見えてから改めてきちんとしたものをご提示できるようにしていきたいと思います。

○鈴木会長：これについてご質問いかがですか。

○渡辺委員：はい。今ご説明頂いた4番の平成27年度のイベント等についてで、三浦市観光協会のフォトコンテストと協働して行うことを検討するとなっていますが、観光協会では

毎年写真コンクールをやっている、まさしく景観と観光はイコールになる内容になると思います。こういう事業を27年度に目標にしているということであれば写真コンクールと一緒に協働でできれば、非常にいいと思います。PRも含めて。具体的な内容が決まりましたらご相談してもらい、一緒に進めていきたいと思いますが、11月に募集して1月末までという一定の期間があるので、スケジュールに合うかどうかも含めて今後事務局と調整をよろしくをお願いします。

○鈴木会長：市民の方の意識を高めて、景観に対してより興味を持ってもらうアプローチが必要だと思います。ちなみにこれに応募される方は市民の方が多いですか。

○渡辺委員：市民の方も多いですし、県内の方が多い。遠くから応募してくれる方もいますが、比較的多いのは県内の、まめに足を運べて、色々な時間帯に接することができる、近い方になります。

○鈴木会長：外の方の視線でみて、これはいいというものが選ばれる。まさしく観光的な視点と景観的な視点と両方が重なる部分がある。

○渡辺委員：私は、市内の方も含めて、ある程度一定の目線で見ってしまうものがあると思いますので、いろいろな目線で見つめた写真を募集してもらえれば、また新たな三浦の観光資源の発見になると思いますので非常にいいと思います。ぜひ一緒にやらせてほしいと考えています。

○鈴木会長：ちなみに逗子市で景観のフォトコンテストをやって、そこで選ばれた中から、逗子の資産登録を十数件やりました。今まで景観とかまちづくりに興味のない方もかなり応募された。やり方次第でいろいろ多く得られるのではないかと思います。フェイスブックというソーシャルネットワークサービスも使ってみんなに呼びかけて、そういう取組みを連動してやっています。やり方次第でコストをかけずに興味を持ってもらう、増やすということが十分できると思います。ぜひ観光協会と連携したいと思います。

○友田委員：届出が必要な行為について、おおむね週1回市内のパトロールを行いと書いてありますが、パトロールは具体的に決まっていますか。順路やグリッド的に全部しらみつぶしにやるのか。そういったことを伺いたいのですが。

○事務局：都市計画課の業務は、他にもまちづくり条例や風致地区条例、様々な許認可の業

務をしています。それに対する巡回パトロールをやっています。景観条例が7月1日から施行されていますので、これに合わせて行います。幹線道路沿いなどが中心となりますが、色の塗り替えがあると申請があったか、適切に申請されているかチェックして、必要に応じて指導を行っています。また、コースが確実に決められているかということではなく、だいたい3時間くらいかけて市内巡回しています。その他にも他部署からの情報ネットも使いながら、違法性、違反がないか順次チェックしています。その分も含めてこれで一定程度防止できるのではないかと考えています。

○友田委員：はい、ありがとうございました。

○鈴木会長：届出の図面でこのようにやりますと言っているけれども、実際建ってみると違うことがたまにあります。ただ、三浦市の色彩の基準は、特段厳しいわけではなく、一般的な建材で普通に設計をしている場合、ほとんどこの中に入ると言ってもいい。そういった基準でも、いきなり色が真っ赤な建物が建つことがたまに起こるので、日常的に業務の中でルーチンがある。パトロールをするというと取締りのようなイメージを持たれてしまっていますが、一般的な業務の範囲の中でやっているという理解でいいですか。

○事務局：はい。

○鈴木会長：いかがですか。せっかくですから。それぞれ一言。

○大森委員：三浦市景観計画の76ページの既存制度というところの地区まちづくり協議会とテーマ型まちづくり協議会、この活動はどのようなことをされていますか。

○事務局：まちづくり協議会が、どのような活動ができるかではなく、既存の団体が、どのような活動をしているかでいいですか。

○大森委員：はい。現在どのような活動をしていますか。

○事務局：今テーマ型まちづくり協議会の組織が1つあります。こちらの活動は、高度地区が定められていない当時、三浦に高さ制限が必要ということで活動して、高度地区が定まった後については今ご議論している景観や風致地区の条例の関係など色々な多分野にわたって、これらについてご意見をもらったり、市が講習をお願いされたり、そういう活動を行っています。

○鈴木会長：よろしいですか。

○大森委員：あと、地区まちづくり協議会は同じようなことをしているのですか。

○事務局：現在、地区まちづくり協議会は登録されている団体はありません。

○鈴木会長：若干補足しますと、地区まちづくり協議会というのは、例えば何丁目あたりの住民が自分たちの住環境を守るためにまちづくりのルールを作りたいと思った時に行政側が応援する、専門家を派遣する、アドバイスをする、ディスカッションで話し合いをして行政施策に反映させることができるようにそういう組織を支援する。地区を中心にしてやるのが地区まちづくり協議会、場所は決めないが景観や歴史など色々なテーマに応じてやる時にはテーマ型まちづくり協議会ということで、まちづくり条例の方で支援する仕組みを作っています。景観条例に同じ支援する仕組みを作ってもあまり意味がないので、ここはまちづくり条例の仕組みをうまく活用して、景観に関する取組みをやりたいというグループの手が上がった場合にはそちらを協議会として認定して支援していこうということです。

○大森委員：やはり、人が景観について興味を持つという活動を活発にすることが一番、市民の大きい動きができていくと思いますので、こういうものは大切なものだと思います。

○鈴木会長：「景観の取組みについて」の資料の3番の景観形成重点地区について、どこか特定のエリアを景観上重要で景観形成重点地区として指定しようという話になったとするとその地域の住民の一定の理解が必要と思います。ですから、そのために地区の住民が中心になって協議会をつくってもらい、そこを支援しながら、その地区オリジナルの景観計画をつくって、そういった形で支援することになると思います。

○大森委員：はい、よくわかりました。

○鈴木会長：木村委員、いかがですか。

○木村委員：4番の、27年度のイベント等について、三浦市民まつりにおいて、景観に関する周知・啓発活動を行うということですが、具体的にどういうことを今計画しているか、また、今までどういうふうに行われてきたかということをお聞きしたいのですが。

○事務局：毎年11月に行われている三浦市民まつりを通して景観の啓発活動をしたことは今までありませんでした。今年度は、7月1日から施行されたので、景観が、皆さんになかなか浸透していないと私も思いますので、こういうイベントを通して啓発活動をしていかないと、我々としても重点地区を定めていきたいという中で、そういう動きがしにくいというものがありましたので、今回初めての景観に関する周知・啓発活動を行っていききたいと事務局側で考えました。

やり方としては、今ある材料で市民向けにわかりやすい資料としてお渡しできるようなものを考えています。三浦景観計画を出してもビジュアルで通じるものはありますがなかなか通じにくい。だから、厚みのない薄いもので、広く浅く皆さんに興味を持ってもらおうと思っています。フォトコンテストをやっていききたいと思っていますので、基本的にはフォトで景観の資産を展示スペースに貼って、皆さんにお示ししていきたいと思っています。今のところはそんなイメージで、まだ、イメージできていないところもありますが。

○木村委員：ありがとうございます。

○事務局：ぜひ、もしアドバイスがあれば、よいアイデアがあればいただきたいと思います。

○渡辺委員：フォトコンテストは、毎年やっていますが、最優秀賞、優秀賞、佳作を選んでいます。昨年度から地域の賞も少し増やして、そういう写真自体は結構持っていますので、そういうのを活用してくれればいいと思いますし、観光協会自体もせっかく賞を取られた方を外部に見ていただく場もあった方がいいと思いますので、そういう機会に使ってもらえればいいので、そういうご希望があれば、お貸しします。

○鈴木会長：近隣の自治体でやっている普及・啓発ですが、横須賀も長年、年に1度シンポジウムをずっとやり続けています。また、古い建物を中心に守っていく活動をしている市民グループとタイアップしたイベント、浦賀のドックを残していくための市民活動、市民と協働したいイベントも選ばれ続けています。

それから、逗子ですと、年に1回必ず公報で景観特集号を全戸配布しています。合わせて、市民グループが、景観かわら版というのを出しています。地元の市民で絵の上手な方が表紙の絵を描いて、地域の景観のいいところをA4版の表裏くらい、それを月に1度、計50号くらい継続しています。あとは、市民の専門家の方が学校で景観の授業をする。終わった後まちを歩きながら一緒に写真を撮って回る。かなりいろいろなバラエティのある普及啓発があります。せっかくですので、うまくタイミングを合わせて三浦に特色のある取組みにして

欲しいと思います。

○伊藤委員：歴史的な景観というのであれば、歴史を知っているようで知らないのも、こども風土記のようなやわらかくて構えていないところから少し入ってそういった資料をそろえてもらえればよいと思います。

あとは、三浦の場合は、景観をどちらから見るかという話が特にあると思います。相模湾から、東京湾から、陸の方をずっと見たときに、三浦は割合行かれないところで良い景観をたくさん持っています。行かれないから守られているという部分もあるかもしれませんが、海からの景観も意識した方がいいかもしれないと思いました。

○鈴木会長：景観計画13ページに景観特性図、海沿いにも赤い点、青い点、歴史で紫の点とあるので、そういったものを知ってもらうためにもそういう歴史の普及活動も重要なご指摘だと思いますので、11月のイベントを通して、そうしたものが分かるように、これも全部リスト化されているといいです。大きい地図で、全部写真が並んでいるとか、揃えるのは大変かもしれませんが。

○事務局：リストは揃えられるかもしれませんが、写真まで揃えるのは難しいかもしれません。

○鈴木会長：写真を揃えるのをイベントとしてやってみるのもいいかもしれません。

○友田委員：景観重要公共施設の指定について、公共施設は、市が管理しているものや県が管理しているものがあると思いますが、あくまでも市が管理しているものを景観計画の中に入れていくのか、それとも県も含めたものになるのか。どのような考え方ですか。

○事務局：公共施設については、公共機関が管理するものが対象物になります。管理者が国や県であると協議して、指定に向けた手続きをしなければなりません。いろいろなハードルがありますが、重要公共施設として指定することは可能です。

横須賀市ですと、うみかぜの路、管理者がまたがっていますが10kmの範囲を景観重要公共施設として指定しています。非常に景観上配慮されています。逗子でも国道134号や逗子海岸を指定しています。

○鈴木会長：どこの自治体も苦労しています。市が景観計画を作りますが、国・県の施設、これの占有も基準を作っていく話になるとなかなか合意が得られません。ある意味では先

にそれぞれの自治体がやっているのですが、だいたいどこまでできるかわかりますが、特殊な基準やルールを作らなければおそらく134号は景観重要公共施設の指定は可能と思います。あとは、単純に道路のガードレールの色をどうするかということだけでなく、公共施設を占有する具体的なルール、例えば広告物で占有するときのルールを含めて国や県と調整しなければいけない。これはやや時間がかかる取組みとなります。

○事務局：景観懇談会の時にみうらの特徴ある景観というと漁港がありますので、三崎漁港を重要公共施設にしてケーススタディをやったことがあります。管理者との手続きや基準をまとめるハードルもあります。みうら景観資産をきっかけに公共施設として指定していきたいと思っていますので、ほかにも公共施設として何かあれば、ご紹介してほしいと思います。

○鈴木会長：私から質問しますが、もし、景観形成重点地区を指定するとしたら、どの場所が三浦市に望ましいかお聞きしたい。なぜかと言うと景観審議会は、次回が年度末になるので、今ご意見を伺っておかないとどこをどうやっていくか方針が見えない。三浦の景観と言えば、ここの場所とイメージがあれば、完全にフリートークでご意見を伺いたい。

○友田委員：海です。

○鈴木会長：海、具体的にはこのあたりとか、海となったときに海とその周辺の地形物、景観をつくっているというイメージで、具体的にこのあたりの海はすごく素晴らしいと。

○友田委員：黒崎の鼻とかいいと思う。まち並みとの関係でいうと三浦海岸の眺めとか、海岸沿いが非常にいい景色だと思う。それから、海と言っても干潟です。資料に江奈の干潟があって小網代の森の干潟はなかったと思いますが、抜かした理由はありますか。小網代の森とは書いてあったと思いますが。

○事務局：小網代の森に含めています。県のほうで整理して、森と干潟が一体になったものとして、全部ということです。

○友田委員：あとは城ヶ島。群生している花もありますし、荒れた海の間も素晴らしいと思います。

○伊藤委員：自然もですが、海南神社の裏を歩いていますと、それなりにいい感じですよ。漁

港に面したところで蔵を直していたような気がします、賑わいを取り戻しつつ景観をきちんとやっていった方がいいと思います。賑わいと一体となっているような景観、やはり人がいないとまちは成り立たないと思いますし、いい景観があつて、それなりの遊び心があつて、歴史があつて、その辺を視野に入れてもらった方が三浦としては面白いのではないかと思います。

○大森委員：私も同意します。三崎の下町は、灯りも3種類、町名によってアーケードの灯りが違うのをわざわざ作ってあるので、そこをお勧めデザインとやったら賑わいが出てくると思います。

○鈴木会長：最近、少しずつ新しいお店が出てきている。ドーナツ屋さんやアンティークを使っている。そういう意味では、割とみんな注目しているエリアだと思います。観光的に見ても雑誌にも取り上げられている。そういう意味では、そういうところも景観として取り上げていく可能性が十分にあります。

○渡辺委員：三崎では非常に古い街並みが残っていますが、最近気になるのが、どこのまちでもそうですが、電線が邪魔でどうしても景観を壊している部分が結構あります。せっかくいい景色ですが、そこを横切って電線が走っていると写真にならないことがあるのが一つ気になるのと、城ヶ島などは最近、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで2つ星に選ばれていますが、日本人が見る目と外国の方が見る目とまた違って、外国の方は比較的まったりとした景色や、城ヶ島から見える富士山のような景観・景色が喜ばれるのかなと思います。キャベツ畑越しの富士山なども非常にきれいなのでそういうところをお勧めしたいと思います。やはり、先ほどお話した電線の問題が引っかかって、景色を壊す部分があるので、今後、解決に向けていけたらいいと思います。

○大森委員：あと、三崎口の駅前には本当に何もないので、いいのかと思います。

○渡辺委員：観光協会では、今年7月より三崎口駅前で観光案内所の運営を始め、多くの方が案内所を訪れておりますが、たまに、聞かれるのが三崎口駅近くでマグロを食べさせてくれるお店や喫茶店など休憩できる場所はありますか、と聞かれることがあります。もう少し駅周辺に、そのような店舗など出来るとありがたいと思います。

○事務局：先ほど電線の話について、電線を地中化することは多いですが、この辺で国道は、久里浜のイオンの前のところ、衣笠、上町、これは県がやりました。市でやったのは横須

賀市でいうと米が浜通りがあります。また、鎌倉の小町通りをみてもらえばわかると思いますが、歩道がないところをやっています。以前に比べるとだいぶやりやすくなったと思います。

問題点は、費用以外にもあり、電線やトランスなど何もなくすることはできません。地上機器を置く場所の確保などいくつか課題がありますので、電気事業者に協力してもらうことと電線を引き込むための近隣の方の負担も必要になります。

市内でやったところは京急の諸磯の住宅地開発は最初からつくるときにそのようにしています。

○木村委員：やはり、本当に電柱があちこちにありますが、特に三崎口の昔の飛行場と呼ばれたところでもし電柱がなかったら、ものすごく素晴らしいところです。行政の方もそういうところを考えてほしいと思います。

○事務局：県で国道も、三浦市内の計画をはじめましたので、三浦海岸近辺、引橋、あとは三崎口駅その辺は、お願いはしています。

○鈴木会長：なかなか財政難で進まず、難しいと思いますが、三浦はどうですか。

○事務局：今のところ、県にお願いしているような状況で、市内の幹線道路沿線にそんなに住宅地が多くありませんが、電線があることでだいぶ障害になっている場所もあるようですので、機会があれば、伝えていきたいと思います。

○鈴木会長：先ほどお話の中で城ヶ島というのは、ミシェランの関係で注目が集まっています。一方でそこに行くまでのアプローチが結構大事ですが、風致地区はもう外れましたか。

○事務局：上の台地のところは外れていないが、商店街がある商業地域の風致地区は外れました。

○鈴木会長：あまり簡単に外すべきではないと言ってきました。風致地区を外すにあたっては景観に配慮すべきだというような文言が付帯決議についていましたが、外してしまったので、私は正直な話、商店街のところも外さず、地元で議論して景観を考えた方がいいと言いました。もし地域側で何とかしたいとあがってきたときに景観の方でサポートすることがあると思います。制度的な面で言いますと、幅の狭い道路にお店が張り付いていると景観だけではどうしようもなく、本当は、これは地区計画です。景観法ではなく都市計

画法で取組みをすべきところ、風致地区から外れてしまったので勝手に建替えられるところだけ建替えて、建替えられないところは放置される可能性があるわけです。本来的には地区計画等に対応した方がいいとは思いますが、景観の方でやるべきことがあればアプローチをしていった方がいいと思います。

○事務局：この地区は、直接的にはこの事業ではなくて、景観のことも観光協会を中心に整備していきたいという話になっています。これから地域としてこういう計画にしたいと考えていますが、実際にどうしたらいいか、どうやってすすめたらいいかという話が今地元からも出ています。ご相談することもあろうかと思えます。よろしくお願いします。

○渡辺委員：今部長の言われた観光協会は、地元の観光協会ですか。

○事務局：地元の観光協会です。

○鈴木会長：かなり具体的に三崎口駅前、下町、城ヶ島、三浦海岸、三崎、江奈、小網代といった具体的な場所を挙げてもらいましたが、おそらくみんなできるわけではなくて、重点地区に指定しても地域側がきちっとまとまってルール作りができないとあまり意味がないので、合意形成の可能性があるところからやっていくことになると思います。ご意見がありましたら、事務局の方へ伝えてください。

みなさんの任期中、審議会の開催回数には必要に応じてとしか書いていませんから、それほど多くないのですが、ぜひ景観行政についてご意見を頂ければと思います。今日の電線の地中化の件についても非常に重要なご指摘だと思います。

また、必ずしも景観の部署だけではなく、例えば道路や公園の整備など色々な部署でやる取組みそれぞれに景観への配慮を求めていくことが大事で、景観条例を運用しているだけでは景観は良くなりません。私が景観審議会の会長をしている町田市では毎年行う公共事業をABCランク付けして、重要なものはかなり景観に対する配慮をしっかりと求めるというようなことをやって、専門家が見る仕組みをセットで施行する全国的にもめずらしい取組みをやっていきます。例えば小学校をつくる教育委員会にも景観の配慮を求める。これは役所の中、横串をさしていくような作業をやらなければ、景観はよくなっていきませんので、そういった観点から、景観条例の中身だけで議論を限定していく必要はないと思いますので、今後積極的にご意見を頂きたいというふうに思います。

時間もきましたので、他になければ以上にとしたいと思います。

○大森委員：次回はだいたいどれくらいの月に、という感じになりますか。

○事務局：次回は2月くらいの開催を予定しています。

○渡辺委員：来年2月ですか。

○事務局：はい。

○鈴木会長：だいぶ空いてしまいます。

○事務局：11月に市民まつり、2月にフォトコンテストがあって、そのあと景観資産としての抽出と認定をできるかというところです。

○渡辺委員：ちょっと1点お願いがありますが、来年の2月というところかなり時間があいて、このあとポーンと会議を開いてもなかなか意見も出しにくいというのがありますので、できればあらかじめこういう方向で検討しておいてくださいというようなものをいただければ、事務連絡でもありがたいです。

○事務局：はい。事前に資料を配布して、本番に臨みたいと思います。

○渡辺委員：早めに。

○鈴木会長：11月のイベント関係について早めにご周知して、私も可能な限り参加したいと思いますので、そこに皆さんに来てもらえるように手配をしてくれれば。

11月のイベントが本年度のポイントになると思いますので、それに向けて皆さんにご意見を頂けるようにと思います。

○大森委員：私は、時間がありますので市民まつりを検討されるのでしたらご協力いたします。それとパトロールの代わりで、もしこれはすごく奇異な色や、これはひどいと思うような計画が見えるようでしたらご報告をいたします。

○鈴木会長：よろしいですか。

○司会：ありがとうございました。報告事項もありますので。

■報告事項1－その他について－

○鈴木会長：はい、どうぞ。

○事務局：それでは、その他について、景観計画・景観条例が、本年7月1日に施行された直後ですので、約2か月間の届出・通知状況についてご報告します。

8月25日時点までで、届出が1件、通知が1件です。

届出は、南下浦町上宮田地内の長島鉄工所跡地に、12戸の共同住宅を建設するものです。これは、三浦市まちづくり条例が適用されて手続きをしている事業であり、計画戸数が12戸以上の共同住宅に該当するものです。

景観条例の事前協議書が8月11日に提出され、今後、事前協議を行っていく予定です。

通知は、神奈川県横須賀土木事務所が行う急傾斜地崩壊対策工事で、南下浦町金田地内で719㎡の木竹の伐採を行うものです。伐採区域が500㎡以上の木竹の伐採に該当するものとして通知行為を受けました。

今後、届出・通知の状況については、景観審議会の意見聴取のところで説明したように、意見を聴く案件が事前協議等で生じてきたときは、審議会の方にご報告し、意見を頂きたいと考えておりますので、どうぞ、よろしく申し上げます。報告は以上です。

○鈴木会長：だいたい年間何件くらいありますか。

○事務局：ここ近年、協定書まで取り交わしているのは、だいたい、年間5件、6件です。

○鈴木会長：そのくらいの件数については、事前に景観の配慮を求める協議をやるということです。1件1件個別の住宅を全部チェックするということは事務的に結構難しいので、基本的にはまちづくり条例と同規模のものについて、景観の届出対象行為となっています。

○渡辺委員：ちょっとお願いがあります。今報告されたその案件について、何か一覧表でもらうことはできますか。今口頭で言われた部分。報告事項を受けたので、もちろん外部には出さないですが、委員に配布してくれればありがたいと。その辺大丈夫ですか。

○事務局：内容と場所が地図上でこのあたりとわかればいいですか。

○渡辺委員：結構です。

○鈴木会長：スケジュールですから、事前の周知のためのもので、情報公開可能な部分があると思います。

○事務局：はい。一覧表としては今回のものでいいですか。通知と届出が1件ずつ出ていますが、次回での報告でよければ、もう少し件数は増えますが、本日の件も含めて一覧表で用意できますが、どちらがいいですか。

○渡辺委員：報告事項で今言っているなら議事録に載りますよね。そうでしたら、今日報告した分は事前にもらえれば。

○事務局：わかりました。今のご指摘については、郵送で後日皆さんにお送りします。

○渡辺委員：よろしくをお願いします。

○司会：報告事項まで全部終わりました。

なお、11月の市民まつりは、こちらの場所と後ろのセンターを使ったこのエリアで行います。また、内容についても早めにお知らせします。

次回開催は、2月頃ですが、色々なものがまわりで動くことも考えられます。そのときは情報の提供を早めに行います。場合によってはお集まりいただくことも、中にはあろうと思います。特に大きな開発は、今のところは正式なものはありませんが、あった場合にはよろしくをお願いします。皆様に開示していくことになると思います。よろしくをお願いします。

それでは、これをもって、平成27年度第1回三浦市景観審議会を閉会とします。

本日は、どうもありがとうございました。

——了——